

○田布施町職員のハラスメントの防止等に関する要綱

令和3年3月31日
訓令第11号

(目的)

第1条 この要綱は、ハラスメントの防止及び排除のための措置、ハラスメントの被害者への配慮並びにハラスメントに起因する問題の適切な対応を行うことにより、すべての職員が個人としての尊厳が尊重され、快適に働くことができる職場環境を確立することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 常勤、非常勤等の雇用形態又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職、同条第3項に規定する特別職（同項第1号に規定する職を除く。）等の職種を問わず、すべての田布施町職員をいう。
- (2) 管理監督者 課長職並びにこれらに相当する職にある職員をいう。
- (3) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の職員に対する誹謗、中傷、風評の流布等により人権を侵害し、又は不快にさせる行為をいう。
- (4) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため、職場の勤務環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して、職員がその勤務条件につき不利益を受けることをいう。

(町長の責務)

第3条 町長は、職員がその能力を十分に発揮できるような職場環境を確保するため、ハラスメントの防止及び排除並びに被害者への配慮に努めるとともに、職員に対し、必要な研修の実施その他の必要な配慮をするほか、自らもハラスメント問題に対する関心と理解を深め、職員に対する言動に必要な注意をはらうように努めなければならない。

(職員及び管理監督者の責務)

第4条 職員は、次条の指針の定めるところに従い、ハラスメントをしてはならない。

- 2 職員は、良好な職場環境を確保するため、ハラスメントの防止及び排除並びに被害者への配慮に努めなければならない。
- 3 管理監督者は、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、迅速かつ適切に対処するとともに、ハラスメントに係る調査等に協力しなければならない。

(職員に対する指針)

第5条 町長は、ハラスメントを無くすために、職員が認識及び遵守すべき事項並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合において、職員に行うべき対応等について指針を定め、周知徹底を図るものとする。

(研修等)

第6条 町長は、ハラスメントの防止等を図るため、職員に対し必要な研修等を実施しなければならない。

(通報又は相談への対応)

第7条 ハラスメントに関する通報又は相談を受け付ける窓口は総務課に設置する。ただし、必要に応じ外部の機関に委託することができるものとする。

- 2 窓口は、通報又は相談の申出を受けた場合は、相談者等と連携し及び協力して、速やかに調査を開始し、公正で客観的な立場から問題の迅速な処理及び解決にあたるものとする。
- 3 窓口は、必要に応じて前項の調査について、関係課等に指示することができるものとする。

(相談等の申出)

第8条 ハラスメントと思われる被害にあった場合又は他の職員に対する被害を見かけ、不快に思う職員は、窓口相談又は苦情を申し出ることができる。

2 前項による申出は、窓口に出発者が直接連絡し、申し出るものとする。

(プライバシーの保護)

第9条 ハラスメントに関する通報又は相談への対応に当たっては、当事者のプライバシー保護及び秘密の保護を徹底し、相談等を行った職員が不利益を被らないよう留意しなければならない。

(不利益な取扱いの禁止)

第10条 町長は、職員が相談等をしたこと又は相談等に係る調査に協力したことに起因して、職場において不利益な扱いを受けることがないようにしなければならない。

(対応措置)

第11条 窓口による公正な事実関係の調査により、ハラスメントの事実が確認され、加害者として判断された職員については、服務規律違反者として必要かつ適正な範囲で懲戒処分を含む措置を講ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年3月31日から施行する。

附 則 (令和3年4月9日訓令第30号)

この訓令は、令和3年4月9日から施行し、同年3月31日から適用する。